

川崎市監査事務局休業代替任期付職員の採用等に関する要綱

(令和3年9月22日付け3川監第543号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項の規定により任期を定めて採用する職員（以下「配偶者同行休業代替任期付職員」という。）の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「休業」とは、次に掲げる休業をいう。

- (1) 育児休業（育児休業法第2条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）
- (2) 配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）

2 この要綱において「休業代替任期付職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- (1) 育児休業代替任期付職員
- (2) 配偶者同行休業代替任期付職員

(採用の条件)

第3条 休業代替任期付職員は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り採用できるものとする。

- (1) 休業代替任期付職員を採用する以外に、対象職員（休業を取得しようとする職員又は休業を取得した職員で、休業代替任期付職員を採用することをもってその職員の業務を処理しようとする職員をいう。以下同じ。）の業務を処理することが困難であること。
- (2) 対象職員の休業の取得予定期間又は残余期間が、原則として1年以上であること。

(休業取得予定の報告)

第4条 1年以上の休業の取得を予定する対象職員は、速やかにその旨を所属長に報告するよう努めるものとする。

(選考の実施)

第5条 代表監査委員は、休業代替任期付職員の採用が妥当であると判断するときは、休業代替任期付職員の採用選考を実施する。

(承諾書の提出)

第6条 採用選考に合格した者は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出しなければならない。

(配属先)

第7条 休業代替任期付職員は、対象職員の所属する組織に配属することを原則とする。

(異動)

第8条 休業代替任期付職員の異動は、対象職員が復帰した場合、又は組織改変等のやむを得ない場合に限るものとする。

(所属長等の義務)

第9条 所属長等は、対象職員の休業取得期間について、休業代替任期付職員の採用等に関連して、いかなる働きかけも行ってはならない。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。